

# いいやま男女共同参画プラン21

## 第4次飯山市男女共同参画計画 (案)

～男女が、様々な場面で互いを尊重し、

のびやかに暮らせる飯山市をめざして～

飯 山 市

# 第4次飯山市男女共同参画計画

## 目 次

### 第4次男女共同参画計画策定にあたって

## 第1章 計画の基本的な考え方

計画策定の趣旨 計画の性格と計画の期間	2
計画策定の背景	3
計画の体系	6

## 第2章 計画の内容

### 第1節 男女平等を進めるための意識づくり

1 意識啓発と慣習の見直し	8
2 人権尊重と男女平等の教育・学習	10
3 公衆に表示する情報における男女の人権尊重	12
4 国際社会の一員としての男女共同参画意識の醸成	14

### 第2節 男女が共に参画できる環境づくり

1 仕事と家庭生活が両立できる環境の整備	15
2 地域組織・行政機関等における女性の参画促進	17
3 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保	19
4 農林業・商工業等の自営業における環境の整備	21
5 子育て支援と介護福祉の充実	22

### 第3節 健康で生きがいのある生活づくり

1 生涯を通じての性と生殖に関する健康支援	24
2 男女間のあらゆる暴力の根絶	26

## 第3章 計画の推進

計画の推進	29
-------	----

# 第1章

## 計画の基本的な考え方

## 計画策定の趣旨

21世紀は「人権の世紀」といわれ、男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を強く求められています。

男女平等の社会の実現は、国際的課題として提起されているものであり、我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた取り組みが着実に進められてきていますが、現状を見ると、男女の人権の尊重と男女平等に向けた取り組みになお一層の努力が必要とされています。

このような状況の中、1999（平成11）年6月に、男女共同参画社会基本法が公布・施行され、男女共同参画社会の形成に関する5つの基本理念や、国、地方公共団体、国民の責務が定められました。

飯山市においてはこれまで、女性行動計画「いいやま女性プラン21」（計画期間：平成12年～16年）、第1次男女共同参画計画「いいやま男女共同参画プラン21」（計画期間：平成17年～21年）、第2次男女共同参画計画「いいやま男女共同参画プラン21」（計画期間：平成22年～26年）、第3次男女共同参画計画「いいやま男女共同参画プラン21」（計画期間：平成27年～令和元年）を策定し、女性の地位と福祉の向上をはじめ、あらゆる分野で、男女が共同でまちづくりをすすめる男女共同参画社会の形成に取り組んできました。

この第3次男女共同参画計画の目標として掲げていた「役割分担意識『男は仕事女は家庭』と思う人の割合」令和元年度に実施した意識調査では目標値の20%を達成し、他の目標についても目標値には届かなかったものの、そのほとんどが5年前より改善しており、着実に成果があがっていますが、まだ十分な結果ではないことには変わりありません。

先の見えにくい現代において、人々の意識も生き方も多様化しています。今後より一層、固定的な性別役割分担意識にとらわれず男女が互いに平等な立場で自立し協力しあい、共にいきいき暮らせる社会づくりが求められます。

第4次男女共同参画計画は、「飯山市男女共同参画社会づくり条例」及び国の「第4次男女共同参画基本計画」、長野県の「第4次男女共同参画計画」を受けて、本市のこれまでの取り組みの成果を踏まえ、その内容を継承しつつさらに充実発展させ、飯山市として取り組むべき方針や施策を示すとともに、市民一人ひとりがどのように関わっていくかを明らかにしたものです。

## 計画の性格と計画の期間

本計画は、男女共同参画社会基本法及び飯山市男女共同参画社会づくり条例の基本理念に基づく、飯山市における男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。

また、本計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）及び、配偶者暴力防止法（平成13年法律第31号）の規定に基づく、市の基本計画として位置づけます。

計画期間は2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5か年とします。

## 計画策定の背景

### ○世界では

国連は1975（昭和50）年を「国際婦人年」と提唱して世界女性会議を開催し、「世界行動計画」を採択しました。これに続く「国連婦人の10年」（1976年～1985年）を契機に女性の人権擁護と男女平等の実現のための国際的な行動が開始されました。

1979（昭和54）年には国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が採択されました。この条約は性による差別の禁止と差別撤廃のための法整備をはじめ、慣習や慣行、個人の意識も改革することを求めています。

1985（昭和60）年に「国連婦人の10年」を締めくくる世界会議がナイロビで開かれ、各国が取り組むべき施策の指針となる「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」（ナイロビ将来戦略）が採択されました。

1995（平成7）年に北京で開催された第4回世界女性会議では、「女性の権利は人権である」とうたわれた「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。

2000（平成12）年に国連特別総会「女性2000年会議」がニューヨークで開催され、北京宣言及び行動綱領のさらなる実施に向けて各国が今後取るべき行動などを盛り込んだ「成果文書」と「政治宣言」が採択されました。

2005（平成17）年には、第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）が国連本部で開催され、『北京宣言及び行動綱領』及び『女性2000年会議成果文書』を再確認、2010（平成22）年の、第54回国連婦人の地位委員会（国連「北京+15」記念会合）では、同『北京宣言及び行動綱領』及び『女性2000年会議成果文書』の実施状況の評価が行われ、これらの完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める宣言が採択されました。

2009（平成21）年には、国連の「女子差別撤廃委員会」が開催され、日本における女性差別の現状が6年ぶりに審査され、女性が離婚後6ヶ月しないと再婚できない民法733条の規定、夫婦同姓、結婚可能年齢の男女差など民法の差別的規定の改正や女性の雇用環境の改善などについて、早急に行動すること等が勧告されました。

2011（平成23）年、国連の「女子差別撤廃委員会」は、日本の女子差別撤廃条約実施状況に関する第6回目の報告を審議し、女性差別解消に向けた日本政府の取り組みが進んでいないことを指摘する最終見解を示しました。

2015（平成27）年、「国連女性の地位委員会（北京+20）」において、「北京宣言及び行動綱領」と「成果文書」の評価が行われました。また、国連サミットにおいて、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」との目標を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）が採択されました。

### ○日本では

1945（昭和20）年に女性の参政権が認められ、翌年公布された「日本国憲法」には、法の下での男女平等が明記されました。

女性の地位向上をめざす世界的な気運の高まりを背景に、1975（昭和50）年に「婦人問題企画推進本部」を設置し、世界行動計画を受け1977（昭和52）年に「国内行動計画」を策定しました。ま

た、女子に対する差別を撤廃し、男女平等を具体化するため、国連で採択された「女子差別撤廃条約」の批准に向けて、家庭科の男女共修や男女雇用機会均等法の公布等の法整備を進め、1985（昭和60）年に条約を批准しました。さらに1987（昭和62）年には「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定しました。

1994（平成6）年に、内閣総理大臣を本部長とする「男女共同参画推進本部」と、総理府に「男女共同参画室」を設置し推進体制を整備しました。1996（平成8）年には政府の国内行動計画「男女共同参画2000年プラン」を策定し、施策の基本的な方法と具体的な施策の内容を示しました。

1999（平成11）年「男女共同参画社会基本法」を公布、施行し、2000（平成12）年には基本法に基づく「男女共同参画基本計画」を閣議決定し基本的方向や具体的施策の内容を明らかにしました。

2001（平成13）年には内閣府に「男女共同参画局」「男女共同参画会議」が設置され推進体制が強化されました。また、「配偶者暴力防止法（DV防止法）」が施行されました。

2005（平成17）年には、「男女共同参画基本計画（第2次）」を閣議決定しました。本計画には、特に重点的に取り組む事項として、2020年までに、社会のあらゆる分野において指導的地位に占める女性の割合が少なくとも30%程度になるよう期待し、各分野の取組を推進することや、女性の再チャレンジ支援策などが盛り込まれました。

2006（平成18）年には「男女雇用機会均等法」、2007（平成19）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」が改正され、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

2008（平成20）年に「次世代育成支援対策推進法」が改正され、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための環境の整備等が定められ、2009（平成21）年には、「育児・介護休業法」が改正され、男性の育児参加促進、仕事と育児・介護の両立支援のため、育児・介護のための休暇の範囲が拡大されました。

2010（平成22）年には「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、少子高齢化や社会経済情勢の変化等に対応した「男性、子どもにとっての男女共同参画」など15の重点分野が掲げられたほか、各分野に成果目標が設定されました。

2015（平成27）年、“働く場面で活躍したい”という希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、「女性活躍推進法」を公布、一部施行（翌年全面施行）、同年12月には、「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

そして、2018（平成30）年、新たに「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を公布、施行し、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成に向けて、政策を推進しています。

2019（令和元）年には「女性活躍推進法」が一部改正されました。

## ○長野県では

1977（昭和52）年、社会部に女性行政の担当係を設置し、1984（昭和59）年には、拠点施設として岡谷市に全国で5番目となる「長野県婦人総合センター」を設置し、現在は「長野県男女共同参画センター（あいとぴあ）」と改称されています。

1980（昭和55）年には「長野県婦人行動計画（第1次）」を策定。以来、「新長野県婦人行動計画（第2次）」「さわやか信州女性プラン（第3次）」「信州女性プラン21（第4次）」、長野県男女共同参画計画「パートナーシップながの21」を経て2006（平成18）年「第2次長野県男女共同参画計

画」が策定されました。

1978（昭和53）年、婦人の地位と福祉の向上を目指した官民一体の推進団体として、36 団体・機関からなる「長野県婦人問題県民会議」が発足し「男女共同参画フェスティバル」や地域集会を実施し、行政と一体となって地域における女性問題の解決の推進役として活動してきたほか、女性総合センターの設置や女性行動計画の策定にも関わってきました。2001（平成13）年には、名称を「長野県男女共同参画推進県民会議」に改め、男女共同参画社会の実現に向けた活動を行っています。

2002（平成14）年12月には「長野県男女共同参画社会づくり条例」が制定されました。

2011（平成23）年に「第3次長野県男女共同参画計画」が策定され、2016（平成28）年には「第4次長野県男女共同参画計画」が策定されました。現在「第4次長野県男女共同参画計画」（平成28～令和2年度）をもとに、「県民文化部人権・男女共同参画課」によって諸施策が推進されています。

## ○飯山市では

市制発足以前から女性の地位を高め意識の向上を目指して、さまざまな女性団体が連携し、自主的活動を行うことにより、女性が抱えている問題を総合的に解決するよう活動してきました。

そして、女性を中心とする多くの市民から、「女性行動計画」の策定を望む声が高まり、1997（平成9）年、「女性問題懇話会」が発足し、男女共同参画社会の形成のために「女性行動計画」の必要性が確認され、2000（平成12）年、飯山市女性行動計画「いいやま女性プラン21」が策定され、2005（平成17）年、第1次男女共同参画計画「いいやま男女共同参画プラン21」が策定されました。2001（平成13）年には市民有志の推進組織として、「いいやま男女共同参画市民会議」が発足し行政とともに推進を図ってきました。

女性行政を担当する市の組織として、1999（平成11）年、教育委員会生涯学習課に「女性係」を設置し、2001（平成13）年に、組織改正により総務部人権政策課男女共同参画係を設置しました。また同年、「飯山市男女共同参画推進委員会」を設置し、さらに2004（平成16）年に「飯山市男女共同参画コミュニケーター」を設置して、推進方法の検討や調査・研究・地域啓発に取り組んできました。

2008（平成20）年「飯山市男女共同参画社会づくり条例」が制定されました。

2010（平成22）年には第2次男女共同参画計画「いいやま男女共同参画プラン21」を策定し、時代によって移り変わる課題や問題点に取り組んできました。また、2012（平成24）年には、「飯山市人権政策に関する基本方針」が策定され、この中でも「男女共同参画推進」は重要課題として位置付けられています。

2015（平成27）年には第3次男女共同参画計画「いいやま男女共同参画プラン21」を策定しました。

今回、第4次男女共同参画計画「いいやま男女共同参画プラン21」（令和2～6年度）を策定するにあたり、第1次・第2次・第3次計画での到達点や新たな課題を明らかにするため、「男女共同参画に関する市民意識調査」を行い、策定委員会で前回との比較検討をする作業を行いました。その結果、計画の目標として掲げていた「役割分担意識『男は仕事女は家庭』と思う人の割合」は目標値の20%を達成し、他の目標についても目標値には届かなかったものの、そのほとんどが5年前より改善しており、着実に成果があがっていることが分かりました。こうしたことから、今後も継続して今までの施策を推進していくことが必要であるという結論になりました。このような現状を踏まえて、基本的には第3次男女共同参画計画の施策と体系を継承しつつ、時代に合った課題について適切な施策を進めるよう計画を策定しました。

第3次男女共同参画計画「いいやま男女共同参画プラン21」の計画期間が終了するにあたって、条例に基づき地域の実情にあった「第4次飯山市男女共同参画計画」をここに策定し、引き続き真の男女共同参画社会づくりに向けて取り組みます。

# 計画の体系

基本目標

課 題

施 策

男女平等を進めるための意識づくり	①意識啓発と慣習の見直し	1意識啓発の促進 2家庭や地域における慣習・しきたりの見直し
	②人権尊重と男女平等の教育・学習	1家庭・地域における教育・学習機会の充実 2保育園・幼稚園・学校における教育の推進
	③公衆に表示する情報における男女の人権の尊重	1男だから、女だからという意識にとらわれない表現と人権尊重の推進
	④国際社会の一員としての男女共同参画意識の醸成	1国際社会の動向を踏まえた取組

男女が共に参画できる環境づくり	①仕事と家庭生活が両立できる環境の整備	1仕事と子育て・介護の両立と家族関係の平等と協力
	②地域組織・行政機関等における女性の参画促進	1地域における方針決定への女性の参画促進
	③雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保	1男女の機会均等と母性尊重
	④農林業・商工業等の自営業における環境の整備	1男女が主体的に経営に参画するための環境整備 2自主的に活躍する女性グループの推進と支援
	⑤子育て支援と介護福祉の充実	1子育て支援事業・介護支援事業の充実と支援環境の充実

健康で生きがいのある生活づくり	①生涯を通じての性と生殖に関する健康支援	1生涯を通じての健康支援 2性と生殖に関する正しい理解と健康保持の促進
	②男女間のあらゆる暴力の根絶	1あらゆる暴力とセクシュアル・ハラスメント防止の取組



# 第2章

## 計画の内容

### 第1節 男女平等を進めるための意識づくり

- 1意識啓発と慣習の見直し
- 2人権尊重と男女平等の教育・学習
- 3公衆に表示する情報における男女の人権尊重
- 4国際社会の一員としての男女共同参画意識の醸成

### 第2節 男女が共に参画できる環境づくり

- 1仕事と家庭生活が両立できる環境の整備
- 2地域組織・行政機関等における女性の参画促進
- 3雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保
- 4農林業・商工業等の自営業における環境の整備
- 5子育て支援と介護福祉の充実

### 第3節 健康で生きがいのある生活づくり

- 1生涯を通じての性と生殖に関する健康支援
- 2男女間のあらゆる暴力の根絶

# 第1節 男女平等を進めるための意識づくり

## ①意識啓発と慣習の見直し

### 現状と課題

男女が固定的な性別役割分担意識に縛られず、お互いを尊重し認め合うことのできる社会の形成には、子どもから高齢者まで世代間を超えて家庭や地域といった身近な環境での意識づくりが必要です。

令和元年度に実施した飯山市における「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」）では、「男女差別がある」と答えた人の割合が55.7%で、半数以上の人々が未だに差別があることを感じています。このうち、差別があると感じている割合は男性が55.3%で、今回の調査では男性の方が多く、「男性の方が優遇されている」と自覚している男性の割合が増えている傾向が伺えます。

「男女差別がある」と答えた人のうち、「どこで差別を感じるか」という問いに対して、「職場で」という回答が32.9%で選択肢の中で一番高く、また5年前の調査に比べると3.3%増加しており、職場での働きやすい環境づくりが求められています。

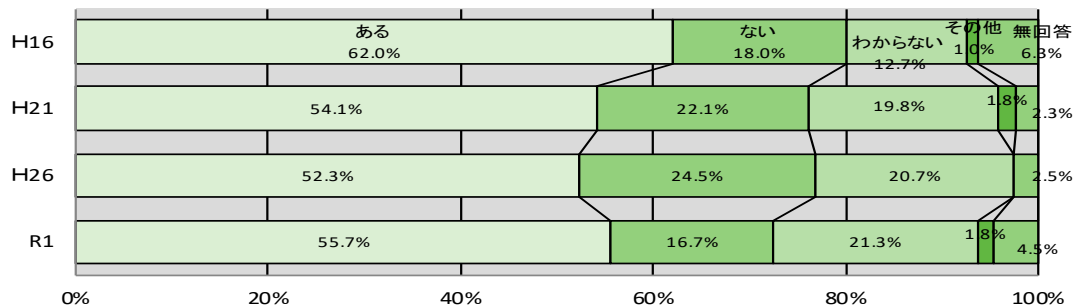
「家庭で」という回答は26.0%で5年前の調査に比べると11.8%減少しており、意識の改善がかなり進んでいる状況となっていますが、引き続き家族同士の思いやりと協力により男女の固定的な性別役割分担を解消していくことが大切です。

地域の神事・祭事に関しては、古くからの慣習が強く男性主体で行われているのが現状です。しきたりなどを変えていくことは非常に困難ではありますが、住民同士が意見を出し合い、女性も参加意識を強く持つなど、できることからより良い方向へ変えていくことも必要です。

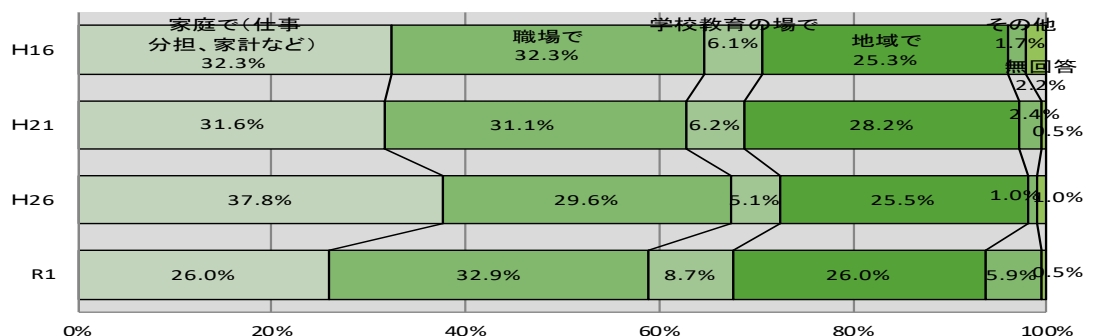
子どもに受けさせたい教育では「大学・大学院まで」が5年毎の調査では常に増加傾向にあり、女子の増加の伸びが大きくなっています。また、「本人が望むところまで」と答える人が今回の調査では男子女子共に43.0%で減少傾向に歯止めがかかっている状況です。性別にとらわれず本人の気持ちを尊重する意識を持つ親と高い教育への関心を持つ親の二極化が進んでいます。

### R1 市民意識調査

問1 あなたは男女差別があると思いますか

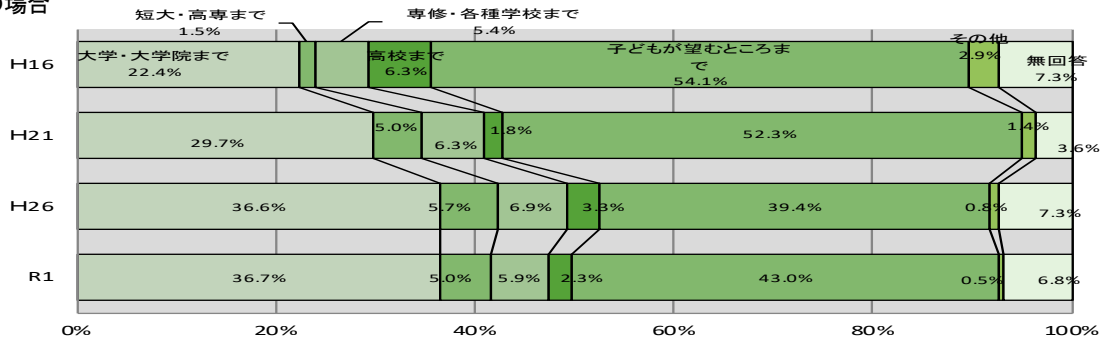


問1 Q-1 問1であるを選んだ方にお聞きます どのようなところで差別を感じましたか

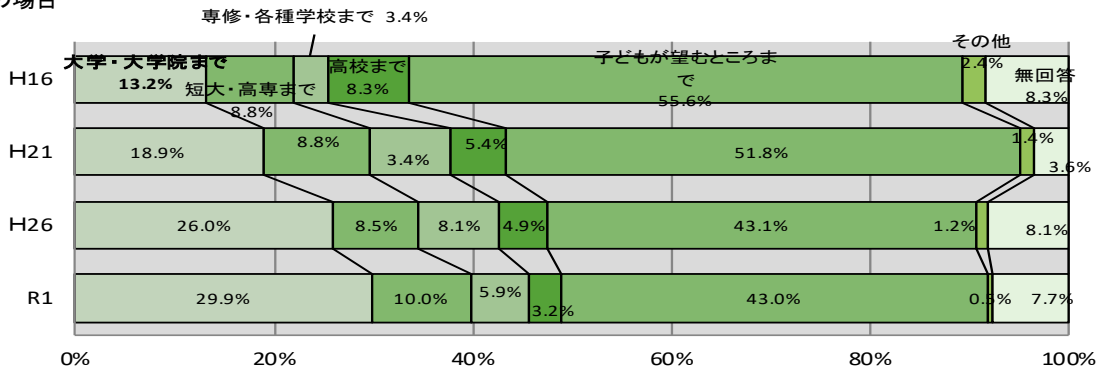


問5 あなたは子どもにどの程度、教育を受けさせたいと思いますか

・男の子の場合



・女の子の場合



課題解決のために …市民として …行政として

1 意識啓発の促進

- 家庭生活において互いに工夫をし、家事・育児・介護等に関しても家族みんなで協力し合う意識を持ちましょう。
- 家庭の日（毎月第3日曜日）などは家族と向き合い、「男だから、女だから」という決めつけからくる家庭内の問題がないか話し合いの場を持ちましょう。
- 地域の催しや公民館事業などに積極的に参加し、視野を広く持つことで「男だから、女だから」という意識にとらわれない心を養いましょう。
- 教育や福祉部署と連携し、家庭問題等に関して開かれた相談窓口の充実、広報に努める。
- 市報・ケーブルテレビ・ホームページなどを活用し、市民への情報提供に努める。
- 公民館等と連携し、男女共同参画に関する講演会や学習会の充実を図る。

2 家庭や地域における慣習・しきたりの見直し

- 地区や集落において、伝統行事や催し物などでの男女の役割について話し合い見直しを行いましょう。
- 地域の集会などで積極的に女性の意見を求め、女性も積極的に発言する意識を持ち、良い意見は取り入れていきましょう。
- 地区・集落での男女共同参画に関する学習会の充実を図る。
- 飯山市人権同和・男女共同参画地域推進員や飯山市男女共同参画コミュニケーターと連携し、地域交流や学習会での啓発促進を図る。
- 「女性と市長のふれあいトーク」促進を図り、行政に対しての女性の声を取り上げていく。

## ②人権尊重と男女平等の教育・学習

### 現状と課題

子どもの人間形成にとって親や祖父母の意識、日頃の言動や生活態度などは、非常に大きな影響を及ぼします。年代によって考え方が違う現状もありますが、夫婦間のみならず祖父母も含めた家族としてのお互いを認め合う人権尊重の家庭づくりを推進していかなければなりません。

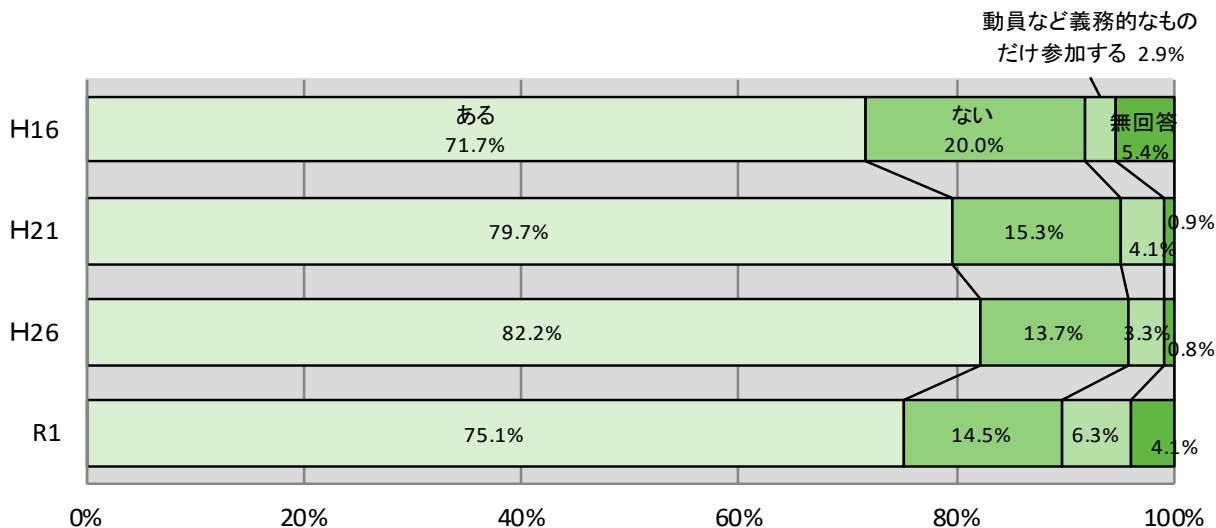
学校教育等の現場でも、幼少期からの「男女がお互いに尊重し合うための教育」は不可欠です。飯山市では幼稚園・保育園、小中学校、高校と一貫した人権教育を推進するため、毎年「人権教育公開保育・授業」を各園・校で実施し、行政関係者と教育関係者の学習・研修の場としています。明日の飯山市を担う子どもたちのため今後もいっそうの充実を図る必要があります。

また、生涯学習の場ではこれまで圧倒的に女性の参加者が多く、女性の地位向上や社会進出を図る多くの取り組みが行われてきました。市民意識調査では「地域活動（区の行事、公民館等）に参加したことがありますか」という問いに対し、「ある」と答えた人が75.1%と依然として高い比率となっています。公民館事業は生涯学習の代表的な存在ですが、近年参加者数は増加傾向にあります。理由の一つとして、団塊世代の自由時間が増えたことも考えられますが、趣味や自己研鑽に興味を持ち、新たな生きがいを発掘していく意欲のある人が増えてきたとも考えられます。

講演会や各種教室などでお互いの人権を尊重する意識を育て男女の協力・理解のもと、地域活動を進めていくことは暮らしやすい地域づくりにつながります。

### R1 市民意識調査

問9 地域活動(区の行事、公民館等)に参加したことがありますか



公民館事業参加者数対比表(H25,H30)

	平成 25 年度(人)			平成 30 年度(人)			対比(%) ※H25=100%			
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	
親子のふれあい広場	240	451	691	93	293	386	38.8	65.0	55.9	
雪 国 大 学	教養セミナー	334	225	559	800	958	1,758	239.5	425.8	314.5
	子育てセミナー	60	280	340	60	363	423	100.0	129.6	124.4
	女性セミナー	0	181	181	0	198	198	-	109.4	109.4
	趣味コース	450	869	1,319	532	840	1,372	118.2	96.7	104.0
	歴史セミナー	188	180	368	426	383	809	226.6	212.8	219.8
	文学セミナー	34	32	66	200	270	470	588.2	843.8	712.1
	はつらつ健康教室	5	105	110	0	73	73	0.0	69.5	66.4
計	1,311	2,323	3,634	2,111	3,378	5,489	161.0	145.4	151.0	

※飯山市公民館資料より作成

課題解決のために …市民として …行政として

1 家庭・地域における教育・学習機会の充実

- 子どもが人と命を大切にする意識を持つよう家族ぐるみで育てましょう。
- 家庭や地域で男女平等に対する世代間の意識格差を解消していくよう話し合しましょう。
- 地区や集落単位の講演会・学習会を積極的に開催し、男女共同参画に関する意識向上を図る。
- 公民館等と連携し、男女共同参画に関する講演会や学習会の充実を図る。
- 講座・講演会の際、託児を積極的に取り入れていく。

2 保育園・幼稚園・学校における教育の推進

- 「男だから、女だから」という意識を持たないように、一緒に子育てを見直しましょう。
- 幼稚園・保育園及び小中・高等学校での一貫した人権教育を推進し、公開授業での学習や意思疎通など拡充を図る。

### ③公衆に表示する情報における男女の人権の尊重

#### 現状と課題

テレビ、新聞、雑誌などに表示されている情報は、「男だから、女だから」という意識にとらわれず、男女の多様なイメージを表現していくことが重要です。また、私たちが公衆に表示される情報を漠然と受け入れるのではなく、男女平等の視点をもって常に注意深く情報を読み解く意識を持つことが大切です。

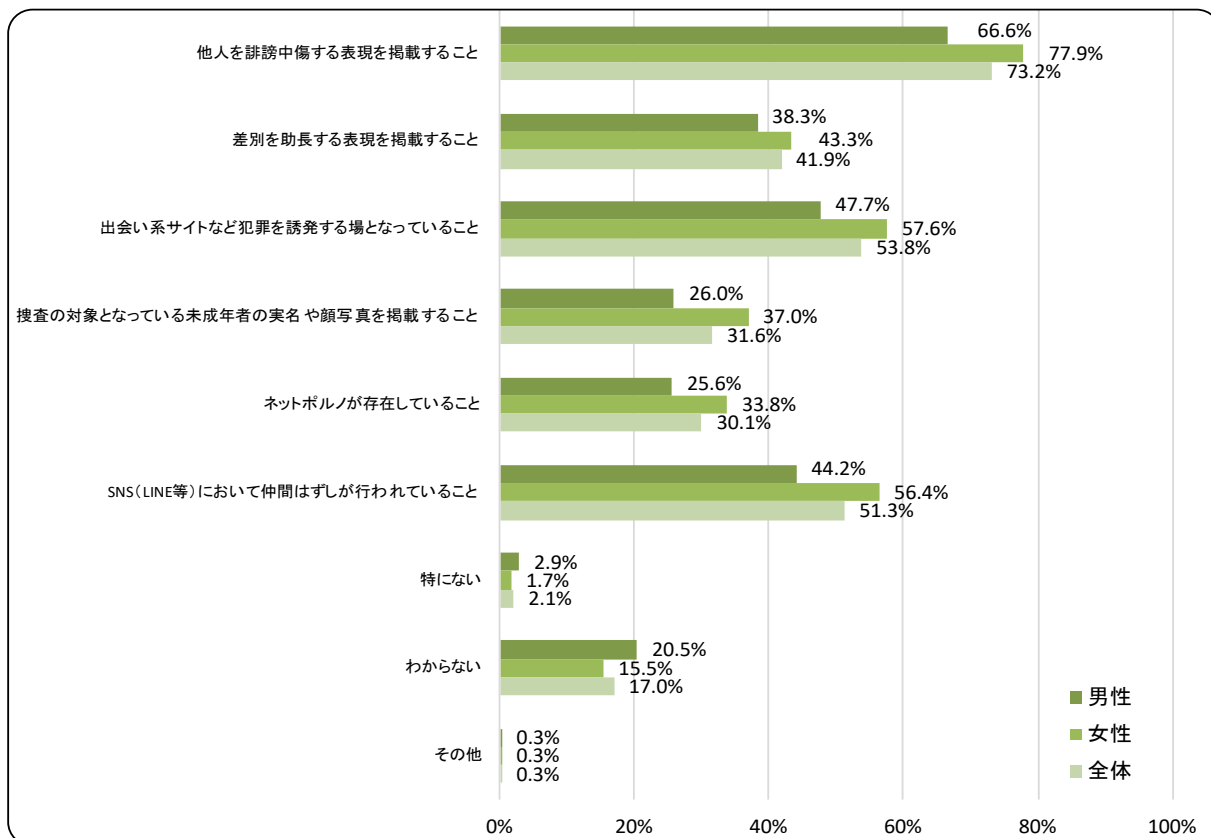
市が発信する広報紙やポスター、ケーブルテレビ等の情報はもとより、地域の催し物などのチラシにいたるまで男女の人権に対する配慮を欠いた表現がなされないよう自主的な取り組みが求められます。

平成30年12月に実施した「人権に関する市民意識調査」では「インターネットに関し、現在どのような人権問題が起きていると思いますか（複数回答）」という問いに対し、「他人を誹謗中傷する表現を掲載すること」と答えた人が男女ともに最も多く、中でも女性の回答者は77.9%となっています。次いで「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」、「SNS（LINE等）において仲間はずしが行われていること」、「差別を助長する表現を掲載すること」と続いています。

私たちを取り巻く通信手段も、フェイスブック、ツイッター、ライン、インスタグラムなどのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）で年々多様化し、個人で手軽に情報発信できる時代になってきており、今後もいっそうの啓発活動等自主的な取り組みが必要です。

#### ●人権に関する市民意識調査（H30.12実施）

あなたは、インターネットに関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。（複数回答）



1 「男だから、女だから」という意識にとらわれない表現と人権尊重の推進

○テレビ、新聞、雑誌、インターネットなどあらゆる情報に対して、男女平等の視点から「男だから、女だから」という固定的な表現がないか常に意識しましょう。

○市や地域が主催する講座・講演会などに積極的に参加し、メディアにおける表現等を主体的に読み解く力を向上させましょう。

□市の広報をはじめ、地域のあらゆる出版物の表現方法について、固定的性別役割分担等（男だから、女だから）の偏った表現にならないよう取り組む。

□男女平等に視点をおいた地区・集落学習会や講演会を開催し、固定的性別役割意識（男だから、女だから）の解消を目指す。

## ④国際社会の一員としての男女共同参画意識の醸成

### 現状と課題

昭和54年（1979年）国連において女子差別撤廃条約が採択されてから40年余りが経過しました。日本は昭和60年（1985年）男女雇用機会均等法を公布後、この条約を批准して女性の地位向上のため、様々な施策に取り組んできました。

21世紀は人権の世紀といわれ、女性の地位向上についても改善の兆しをみせていますが、国際的には未だに「女性の人権」に関して軽視している国があるのも事実です。

令和元年12月に国連開発計画が発表した「人間開発報告書2019」において、保健分野・エンパワメント（人びとに夢や希望を与え、勇気づけ、人が本来持っているすばらしい生きる力を湧き出させることなど）・労働市場の3つの側面から構成された「ジェンダー不平等指数」は、日本は162ヶ国中23位であり、日本の妊産婦死亡率の低さが評価されるなど高い水準を示しています。

また、保健、教育、所得という人間開発の3つの側面に関して、平均達成度を測るための簡便な指標である人間開発指数（HDI）は、189ヶ国中19位であり、これらの分野では世界的にある程度高い順位を得ています。

一方で、令和元年12月に世界経済フォーラムが発表した「ジェンダーギャップ指数2019」では、経済分野・教育分野・政治分野及び保健分野のデータから男女平等の指数を求めたもので、日本の順位は153ヶ国中121位となっており、女性政治家や女性起業家、女性教職員などの公職参画率における日本の男女平等の割合は国際的に低い水準に留まっていることがわかります。

平成27年に北陸新幹線飯山駅が開業し、飯山市もより国際色豊かな地になってきています。国際的な女性問題に関心を持ち、国際社会の一員としての自覚を持つことで多様な文化への理解を深め、外国人との交流に積極的に参加するなど国際感覚を育成していくことが大切です。

飯山市の外国人登録者数

	H16.12.31	H21.12.31	H26.12.31	H31.3.31
外国人人口	246	231	223	222
総人口	26,408	24,769	22,769	20,925

課題解決のために …市民として …行政として

#### 1 国際社会の動向を踏まえた取組

- 国際的な女性問題や男女平等に関する情報に関心を持ちましょう。
- 多文化共生に関心を深め、相互理解のための取り組みを行いましょ。
- 外国人を講師に招き、講演会や講座を開催する。
- 国際交流員と連携し、啓発活動を実施するとともに地域交流の場を推進する。



## 第2節 男女が共に参画できる環境づくり

### ①仕事と家庭生活が両立できる環境の整備

#### 現状と課題

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進していくことは、男女が共に社会のあらゆる活動に参画していくことにつながり、家庭生活が充実すれば企業等の生産性の向上、社会・経済全体の活性化へとつながり、経験や技能を持つ女性を継続的に雇用することへもつながっていきます。

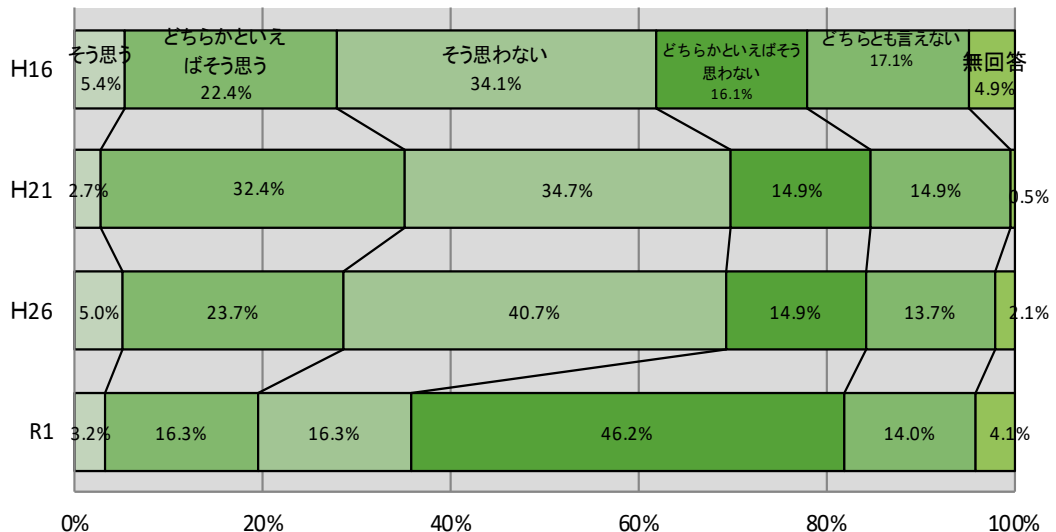
市民意識調査で「男は仕事、女は家庭」という考え方への問いに対し、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人の割合が5年前に比べて6.9%増加しており、徐々に固定的な考え方の解消への理解が深まっています。「男性の育児休暇制度について」という問いに対し、「取った方が良い」と答えた人は5年前より3.7%増加し、徐々にではありますが、男性が育児休暇を取得することに対して肯定的にとらえる意識が高くなってきています。

また、「女性の出産後の復帰」についての問いには、「良い」と答えた人が5年前と比べて2.2%減少しました。「良い」と答えた男性の数は5年前と比べて11人増加し、女性は35名減少しています。依然、良いと答えた人は80%を超える高い水準は維持してはいますが、女性の中には育児がワンオペ（1人ですべての仕事をこなす状況のこと）になるのではないかという不安感や育児と仕事のダブルワークになることへの不安感から職場への復帰について肯定的にとらえられない人が増えていることが想像されます。

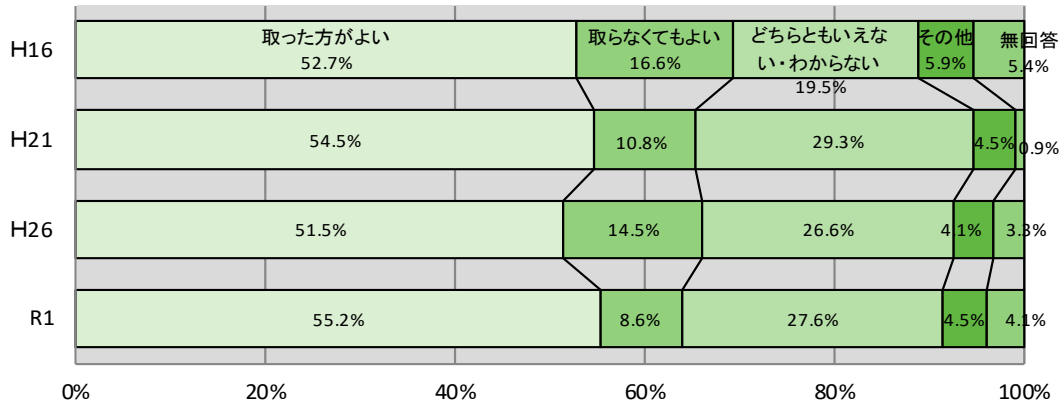
仕事と家庭の両立は、幸せな家族関係を築くために不可欠です。企業等の努力により、制度面での整備は徐々に進んできていますが、制度を利用しにくいといった社会通念上の抵抗感を改善し、男女が安心して働け、家事・育児・介護に携わっていただける環境を整備していく必要があります。

#### R1 市民意識調査

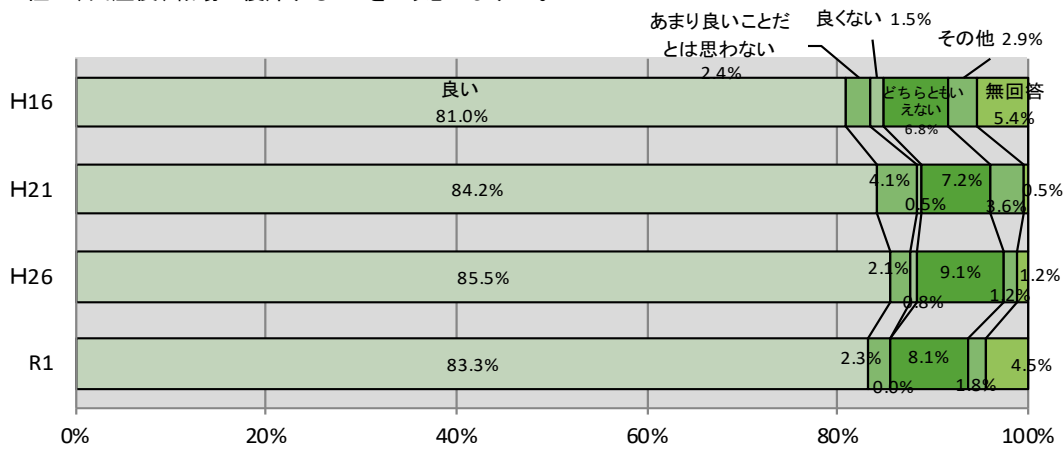
問2 あなたは、「男は仕事、女は家庭」という性別によって役割を固定する考え方についてどう思いますか



問6 男性の「育児休暇制度」についてどう思いますか



問8 女性が、出産後、職場に復帰することをどう思いますか。



課題解決のために …市民として …行政として

1 仕事と子育て・介護の両立と家族関係の平等と協力

できることから少しずつ家庭内の役割分担を改善しましょう。

家事・育児・介護を男女が共に担う意識を持ちましょう。

事業者\*等は自らの企業において育児・介護休暇等の整備を行うことに加え、休暇取得促進など男女が働きやすい職場環境づくりに努めましょう。

※ 事業者とは … P37「飯山市男女共同参画社会づくり条例」第2条4項参照

仕事と家庭生活を両立しながら働くことのできる職場環境づくりに関する啓発活動を行う。

飯山市企業人権教育推進協議会と連携し、企業内での男女共同参画に関する意識向上のための啓発活動を行う。

男女で担う育児や介護の意識啓発や知識・技術普及のための学習会等、また働きながら楽しく育児のできる保育サービスの充実（休日保育）など、担当部署と連携し推進する。

男性も女性も相談しやすい窓口の充実を図る。

## ②地域組織、行政機関等における女性の参画促進

### 現状と課題

男女がそれぞれの個性を活かしながら、暮らしやすく活気のある社会を形成していくためには、市の審議会等や地域組織をはじめあらゆる政策・方針決定過程へ女性の参画を進めることが必要です。

市民意識調査では「地元役員に女性の参加は必要か」「地方議会などに女性の参加は必要か」という問いに対し、共に「(必要に)思う」と答えている人の割合が常に増加傾向にあり市民一人ひとりの意識は着実に前進していることがうかがえます。

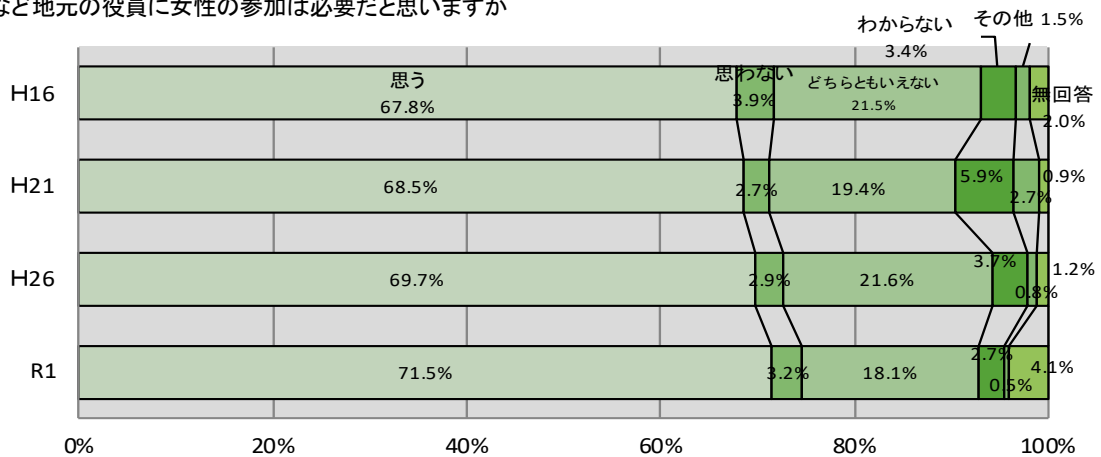
令和元年度に実施した市審議会等における女性登用率は5年前に比べて若干増加し26.8%となっています。また、地区や集落といった地域組織における女性役員の登用は5年前と比べて5.6%増え12.4%となっています。

市民一人ひとりの意識は高いのに現実的に女性の役員が選出されない現状は、昔からの慣習や社会通念上の抵抗感が影響しているかもしれません。また、女性自身も積極的に参加する意識を強く持つことが必要ですし、経験が浅く勇気が出ない人に知識や自信を与える支援態勢を整える施策も求められます。

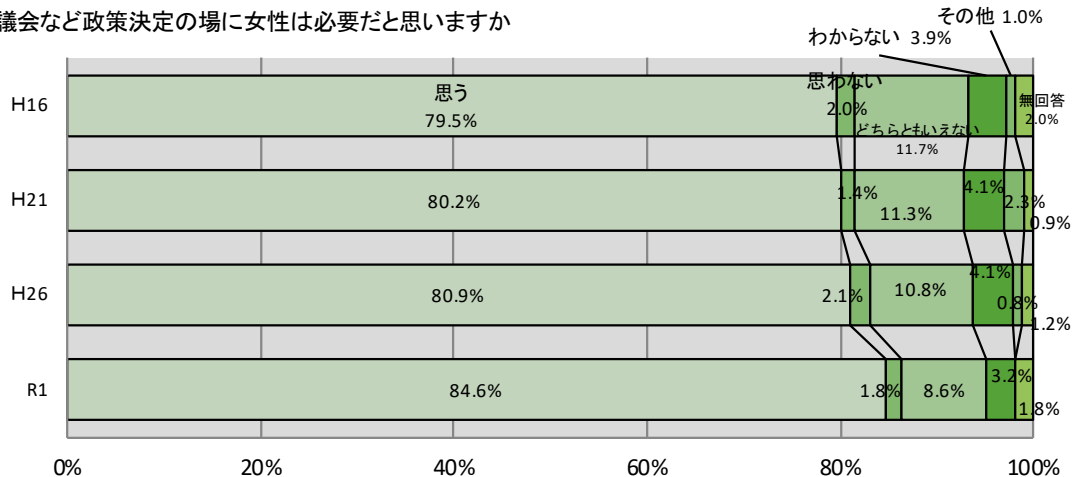
家庭から、女性が社会で活躍しやすい協力態勢を築き、地域ぐるみで推進・理解していくことも重要です。

### R1 市民意識調査

問 10 区など地元の役員に女性の参加は必要だと思いますか



問 11 地方議会など政策決定の場に女性は必要だと思いますか



市審議会等女性登用率調べ対比表(H26,H31)

	平成 26 年 4 月現在			平成 31 年 4 月現在			増減
	総数	女性数	割合	総数	女性数	割合	
市審議会等	434	104	24.0%	287	77	26.8%	2.8%
市議会議員	16	2	12.5%	16	1	6.3%	-6.2%
人権擁護委員	6	2	33.3%	6	2	33.3%	0%
民生児童委員	77	39	50.6%	77	37	48.1%	-2.5%
区長	108	0	0%	108	2	1.9%	1.9%
公民館長	11	0	0%	11	0	0%	0%
小中学校 PTA 会長	10	0	0%	9	1	11.1%	11.1%
合計	662	147	22.2%	514	120	23.3%	1.1%

課題解決のために …市民として …行政として

1 地域における方針決定への女性の参加促進

○あらゆる分野で活躍する女性同士の連携や交流を深め、スキルアップを目指しましょう。

○地域組織での企画・立案・決定の場へ積極的に参加し意見を述べましょう。

○女性の地域参画支援のため、家庭や地域での支援促進を図りましょう。

○地域ぐるみで自治組織などへの女性役員登用を積極的に行いましょう。

□地域の学習会や講演会において、女性の参画に視点をおいたテーマを積極的に取り入れることに加え、市主催の各種教室などで女性のスキルアップ講座の開催を図る。

□市の審議会等委員への女性参画拡大のため、広く啓発活動を行うとともに現役女性委員への後継者育成支援など、継続した女性選出がなされるよう努める。

□令和 6 年度末の市審議会等委員女性比率35%を目指し、現状女性委員のいない委員会等へ女性委員の登用を要請していく。

### ③雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保

#### 現状と課題

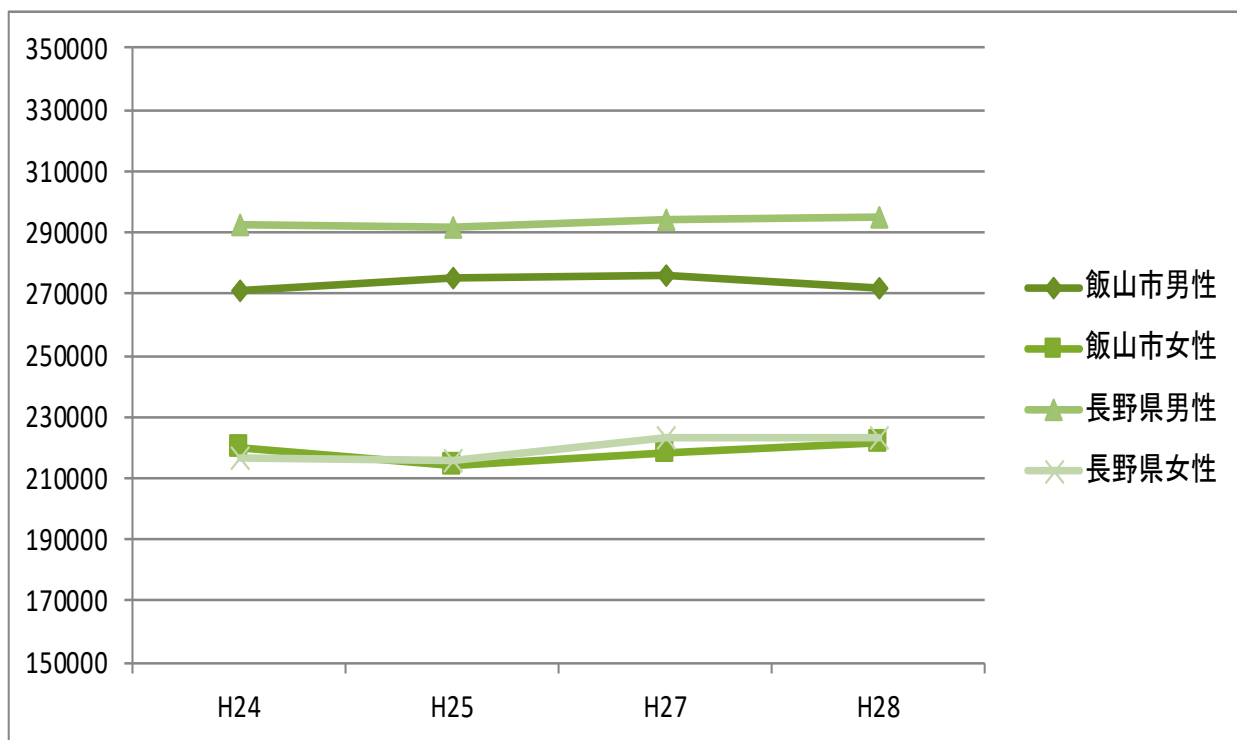
女性の労働力は社会にとって欠くことのできないものになっていますが、出産や育児など男性に比べて離職のリスクが伴うことも事実で、女性が働き続けられる環境を整備していくことは今後も重要な課題のひとつです。また、賃金をはじめとしたあらゆる労働条件が平等であるべきこととは言うまでもありません。

飯山市の男女別平均月額所定内賃金の推移をみると、H24年と比べ、女性労働者の平均賃金はわずかに上昇傾向にあり、長野県女性平均と比べても余り差がない金額となっています。一方男性の平均賃金はほぼ横ばいで変化が余りない状況です。長野県男性平均と比較しても格差が約2万円程度ある状況は5年前とほとんど変わっていません。女性の平均賃金がわずかに増加傾向にあるのは喜ばしいことですが、男性も含めた全体的な賃金の底上げが今後の課題です。

全国的にみると一般労働者の賃金男女格差は徐々に改善されてきていますが、まだまだ格差が大きいのが実情です。

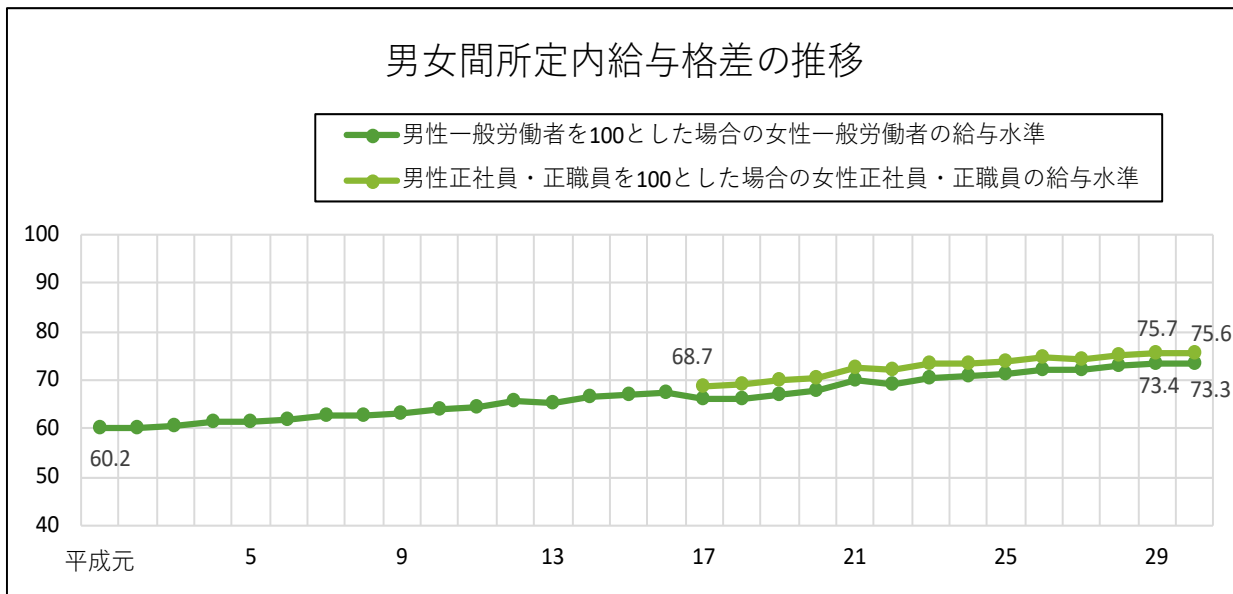
市民意識調査でも、「あなたは男女の賃金格差についてどう思いますか」という問いに対し、「少しずつなくなってきた」と答えた人が61.1%、「平等になった」と答えた人が8.1%おり、7割近くの人の変化を実感しているといえますが、約2割の人が「昔と変わらない」と答えており、パートやアルバイトといった雇用形態に関わらず、男女の賃金格差をなくすための取り組みは今後も推進していく必要があります。

#### ●飯山市と長野県の男女別平均月額所定内賃金の推移



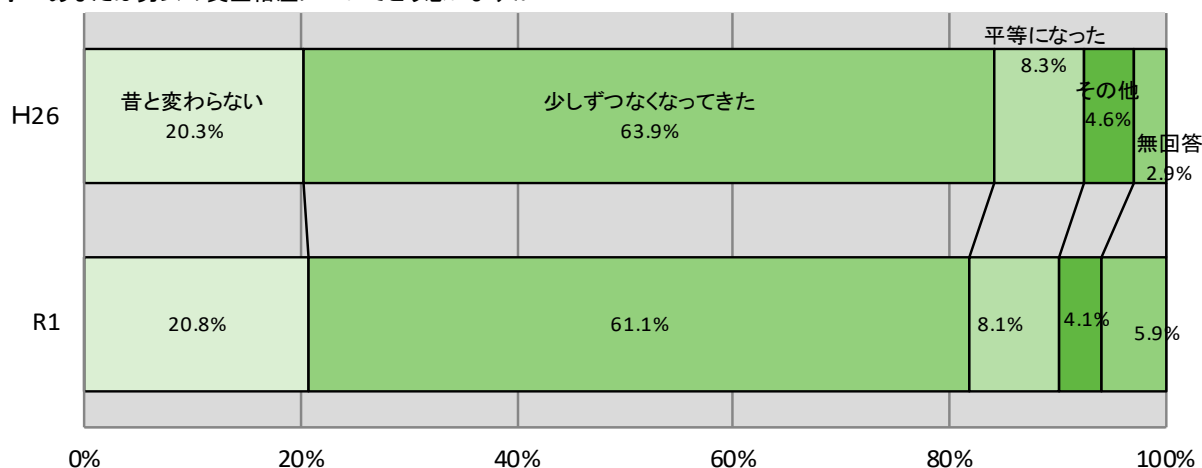
(長野県賃金実態調査結果より作成、H26は飯山市のサンプル数が僅少のため非公表)

●男女間所定内給与格差の推移（全国版）



R1 市民意識調査

問4 あなたは男女の賃金格差についてどう思いますか



課題解決のために …市民として …行政として

1 男女の機会均等と母性の尊重

職場での経営や方針決定の場において女性の参画促進を図りましょう。

市民一人ひとりが女性の職域について見直しましょう。

事業者\*等は自らの企業において、子育て中の男女にフレックスタイムや授乳時間の導入検討など、働きやすい雇用・運営について見直しましょう。

※ 事業者とは … P37「飯山市男女共同参画社会づくり条例」第2条4項参照

男女ともに育児・介護休暇を取得しやすくするため周知・啓発に努める。

飯山市企業人権教育推進協議会と連携し、女性の経営・方針決定への参画促進や働く女性や子育て中の女性への安定した就業についての促進を図る。

## ④農林業・商工業等の自営業における環境の整備

### 現状と課題

農林業や商工業の自営業においては、女性が生産や経営の実質的な担い手として重要な役割を果たしています。生産や経営が生活と密着しているため、働きに応じた収入の確保や、適切な労働時間、休日の管理など、就業条件の整備を図るとともに、男女が対等なパートナーとして生きがいをもって生活できる環境整備が必要です。

人口減少に伴い、農業世帯数が減少傾向にあるため、家族経営協定締結世帯数はここ10年ほどあまり変化していませんが、農業に従事する女性たちが郷土料理を広めようとグループを作って活動していることや、農産物の直売所を基盤に地域農産物を活用した加工品づくりや、「わら」を使った特産品（鶴・亀ストラップなど）を販売しお互いに利益を還元し合うなど、自主的な女性グループによる活躍が目立ってきています。民宿経営世帯の女性たちも、民宿の通年利用促進と気軽に訪れて欲しいという願いをこめたアート展や、花を育て大勢の人に見てもらおう試みなど工夫をこらした催しが成果をあげています。

また、北陸新幹線飯山駅開業から5年を経過しており、観光振興に携わる女性たちも増えてきています。

今後も自主的に活躍する女性グループなどが増加し、いきいきと活躍できるよう後継者育成や女性起業家の推進などさらなる啓発・普及活動と支援体制が必要です。

### 課題解決のために ○…市民として □…行政として

#### 1 男女が主体的に経営に参画するための環境整備

○農業・自営業等の経営において、男女がともにパートナーとして携わっていけるよう家族で話し合いを持ちましょう。

○農業・商工業関係の施策・方針決定の場に積極的に参加し意見を述べましょう。

□農業委員や農業協同組合理事、商工会議所役員などに女性の参画を推進する。

□男女が主体的に農業経営や商業経営に参画するため、研修会や学習会等開催を行うとともに、関係部署と連携し、広く農林業・商工業に携わる女性の声の市政反映を図る。

□女性の経営参画に対する意識啓発を推進する。

#### 2 自主的に活躍する女性グループの推進と支援

○地域の活性化に女性の視点を生かした起業などの活動を推進しましょう。

○若い人材を発掘し、女性グループの後継者育成に努めましょう。

□女性グループの推進・支援体制の強化を図る。

## ⑤子育て支援と介護福祉の充実

### 現状と課題

飯山市の高齢化率は平成31年4月1日現在で37.9%であり、県下19市中、大町市(38.1%)次いで2番目に高い率で、出生数は110人前後であり、ここ数年は横ばいの状況となっています。

北陸新幹線飯山駅の開業で生活圏は広がっています。子育てや介護がしやすい環境を整備することで、今後の移住・定住にも期待のできる状況でもあります。

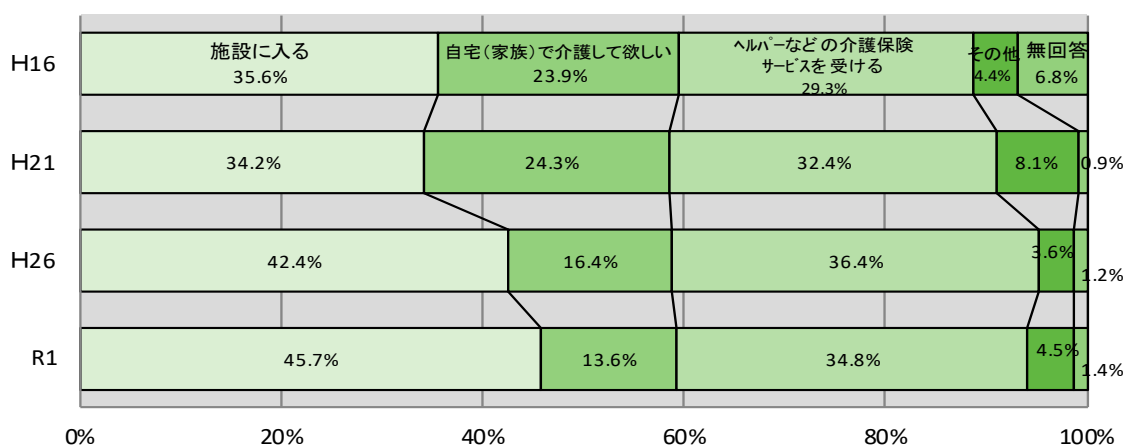
子どもたちの健全な育成と、介護に不安のない、安心、安全で豊かな市民生活を実現するには、家族や地域、みんなで育児や介護を担う必要があります。

市民意識調査では、「自身が介護を必要としたとき、どうしたいと思いますか」という問いに対し、「施設に入る」と答えた人が増加傾向にあり、「自宅(家族)で介護して欲しい」と答えた人は減少しています。

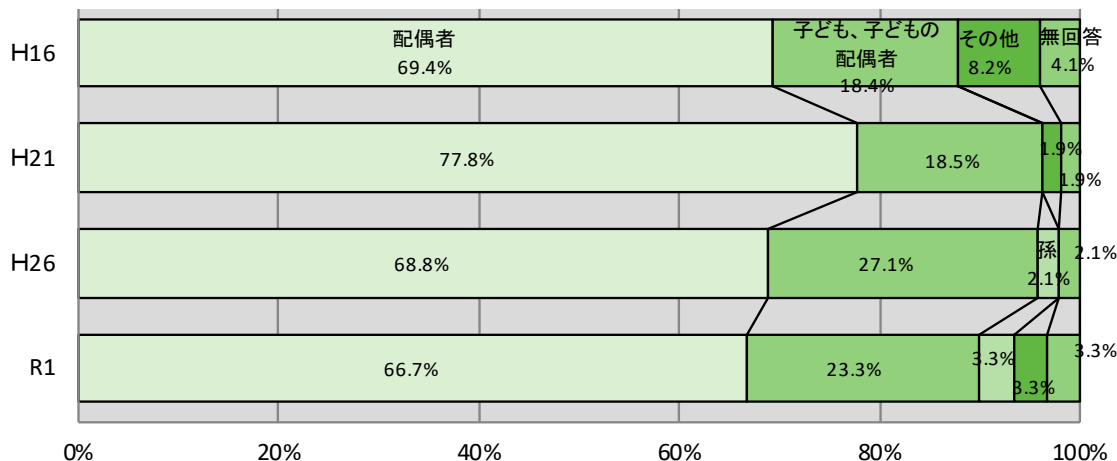
また、「自宅(家族)で介護して欲しい」と答えた人に「だれに介護して欲しいですか」と質問したところ、「配偶者」と答えた割合が減少傾向にあり、「孫」や「その他」と答えた人が増加傾向にあります。

#### R1 市民意識調査

問12 あなた自身に介護が必要となった時、どうしたいと思いますか



問12 Q-3 問12で自宅(家族)を選んだ方にお聞きします だれに介護してもらいたいと思いますか





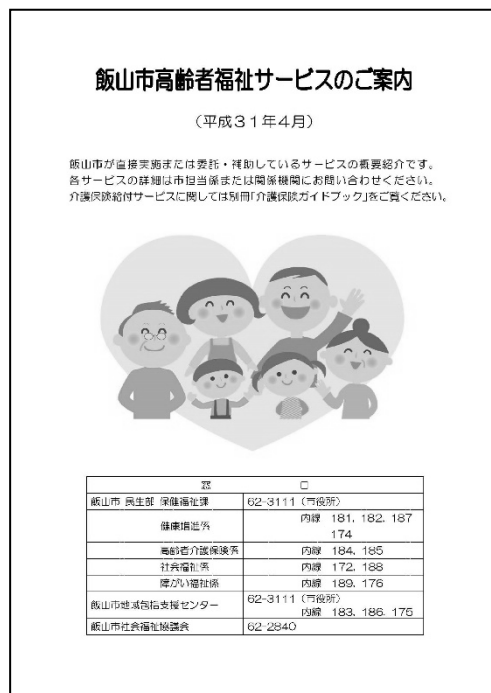
飯山市では「みんなで子育て」という冊子を毎年作成し、就学前のお子さんを持つ家庭全戸に配布しています。この冊子には、飯山市内で行っている子育てに必要な情報がすべて掲載されており、行政関係だけでなく任意団体や自主サークルの取組なども紹介されています。

また、介護福祉においても「高齢者福祉サービスのご案内」という冊子を毎年作成し、地域の様々な集会などで広報・周知を行っています。居宅介護者などへの支援として、介護知識習得のための教室開催や介護用品の給付、介護慰労金の支給制度の紹介をはじめ、介護予防の推進や高齢者の生きがいづくり支援のための様々な教室などが掲載されています。

子どもの健やかな成長に楽しみや喜びを持てるような子育てができ、社会に貢献してきた高齢者が尊敬され、生きがいを持って生活できる社会づくりには、家族の協力はもちろん社会や地域での支援が不可欠です。

飯山市子ども館「きらら」・子育て支援センター・児童センター等の運営や、乳児保育・一時保育・延長保育・病後児保育など保育制度の充実と、介護予防の推進、介護者の負担軽減など介護の多様化に対応できる制度の充実が望まれます。

また、子育てや介護などに関する相談窓口の充実も、推進していく必要があります。



## 課題解決のために ○…市民として □…行政として

### 1 子育て支援事業、介護支援事業の充実と支援環境の充実

- 家族みんなが子育てや介護について理解を深め合い、協力態勢を築きましょう。
- 地域で子育てや介護に対する学習会を開催するなど、理解・支援を図りましょう。
- 子育て支援センターや児童センターの支援体制の充実を図る。
- 飯山市企業人権教育推進協議会と連携し、育児・介護休暇取得促進を図る。
- 保育制度や介護制度の活用促進を図る。
- 気軽に様々な相談ができるよう、相談窓口のPRと充実を図る。

## 第3節 健康で生きがいのある生活づくり

### ①生涯を通じての性と生殖に関する健康支援

#### 現状と課題

すべての人には健康を享受する権利があります。とりわけ、女性は、妊娠や出産をすると体への負担が大きいことから、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。このため、女性が自らの身体について正しい情報を入手し、自分で判断し、健康を享受できるようにしていく必要があります。

それには幼い頃から正しい生活習慣と健康の知識を身につけることが大切です。さらに定期的な健康診断には、幼少期から成長の段階に沿って高齢期まで不断の努力が肝要であり、予防対策のために受診を心がける必要があります。国保特定健診受診率は着実に増加してきており、今後の継続した取り組みが必要です。

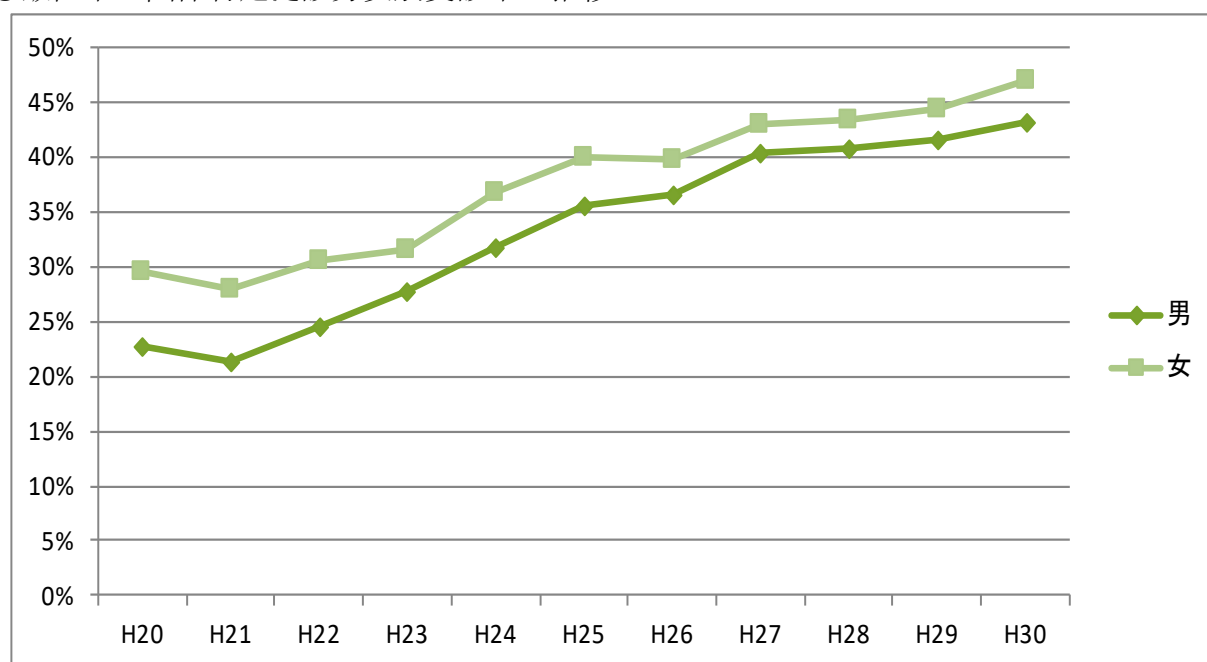
健康で自らの持てる能力が十分に発揮できることが、個人の尊厳が尊重される社会につながります。

また、心の健康についての知識も大切で、ストレスと上手につき合い、さらに生涯学習や地域社会への参画などにより、生きがいをもって生活することが重要です。

男女が互いの意思を尊重し、ともに健康な生活を営む権利が尊重されることは、男女共同参画社会づくりにおいて重要であり、女性も男性も、それぞれの身体の特徴を理解し合い、思いやりを持って生きていくことが大切です。また、LGBTといったいわゆる性的少数者（セクシャル・マイノリティー「同性愛者、両性愛者、性同一性障害の当事者など」）への理解を深めていくことも重要です。

青少年の性行動の低年齢化や性感染症の増加、性情報が氾濫している状況を踏まえ、思春期の男女が性に関する正しい知識・情報を得られ、自らの行動に対して自己決定できる力をつける必要があります。

#### ●飯山市の国保特定健診男女別受診率の推移



※飯山市内の40歳～74歳までの国民健康保険加入者で、特定検診、個別検診、人間ドックを受診した人の割合  
※飯山市保健福祉課調査データより作成

1 生涯を通じての健康支援

- 家庭において幼児期より命の大切さや他人への思いやりの心を育てましょう。
- 定期健康診査を受診し、健康教育や学習の場に積極的に参加し「自分の身体は自分で守る」という意識を高めましょう。
- 積極的に社会との関わりを持ち、地域の仲間づくりや助け合いを進めましょう。
- 心と身体の変化にひとりで悩まず、相談できる人を持ちましょう。
- 正しい生活習慣や健康の知識を身につけるための啓発や健康学習の推進を図る。
- 病気の早期発見・早期治療のために定期健康診査を勧め、自己の健康管理に努めるよう啓発する。

2 性と生殖に関する正しい理解と健康保持の推進

- 性に関する正しい知識・情報を学び、判断力や自己決定力がつくように努めましょう。
- 女だから男だからではなく「自分らしさ」を大切にしましょう。
- 幼児期から思春期、成人期、更年期、高齢期等の生涯を通じた男女の性と生殖に関する健康保持ができるよう、健康教育、健康相談、健康診査等を推進する。
- 女性のための相談窓口の充実と関係機関との連携を図る。
- 青少年期の男女が性に関する正しい知識・情報を得られ、さらに判断力や自己決定力がつくよう、学校、家庭、社会の場での性に関する知識習得の充実を図る。

## ②男女間のあらゆる暴力の根絶

### 現状と課題

暴力はその対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。誰もが安心して暮らせる社会を実現するために、女性に対する暴力の根絶は、最優先課題のひとつといえます。市民意識調査で「DV（ドメスティック・バイオレンス防止法・・・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護法）について知っていますか。」という問いに対し、「知っている」と答えた人は74.2%と7割を超える人が認知していますが、裏を返せば4人に1人は知らないというのが現実です。

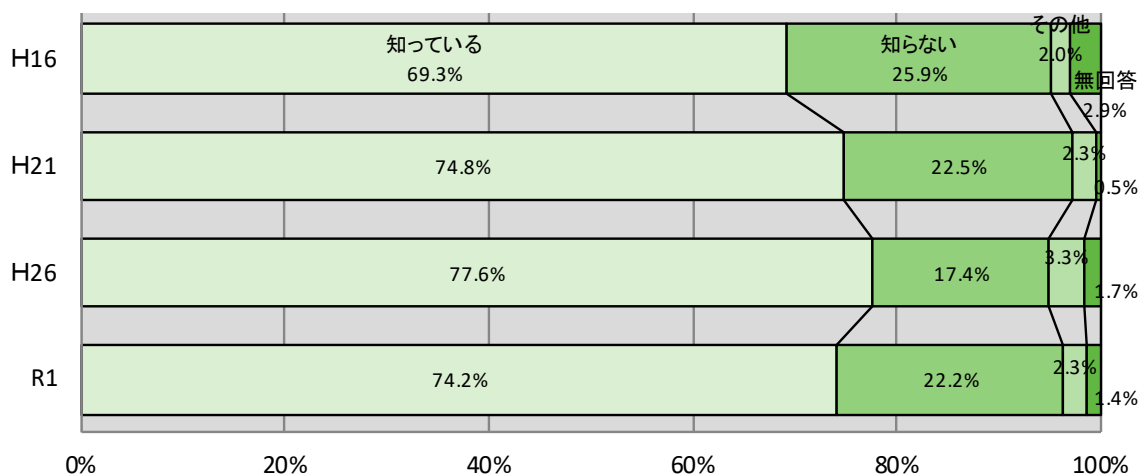
近年ではデートDV（交際中の若いカップルの間で起こる暴力）なども取りざたされ、セクシャル・ハラスメント（性的嫌がらせ）、パワー・ハラスメント（地位や権限を利用した嫌がらせ）、マタニティー・ハラスメント（妊娠や出産を理由にした嫌がらせ）など、暴力は多種・多様化しているのが現状です。男女が対等なパートナーとして健全な社会を形成していくためには、男女間のあらゆる暴力行為は断固根絶していかなければなりません。

今後も学校・家庭・地域・職場など、あらゆる環境での教育・学習機会の推進と、さらなる啓発活動に努めていく必要があります。

また、被害者・加害者を問わず、当事者が相談しやすい体制をさらに進めていくことも重要です。

### R1 市民意識調査

問 13 DV(ドメスティック・バイオレンス防止法・・・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護法)について知っていますか。



### ●長野県内専門窓口におけるDV相談件数とその推移

(単位: 件)

年 度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
女性相談センター	1655	1755	1608	1551	2264	1861	1301	1437	1548	1611
男女共同参画センター	150	151	133	126	134	139	107	76	44	47
計	1805	1906	1741	1677	2398	2000	1408	1513	1592	1658

※長野県県民文化部調

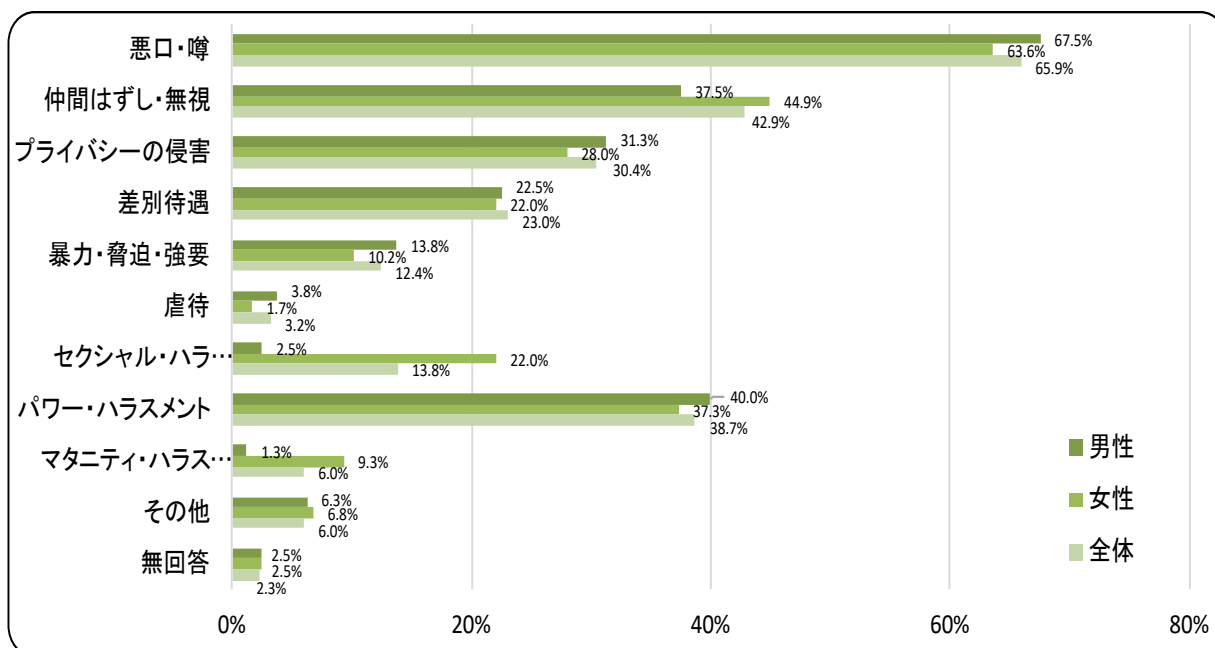
●長野県内市町村窓口における児童虐待相談件数とその推移

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
件数	654	853	808	1026	943	1,638	1,761	1,909	2,048	2,370

※長野県県民文化部調

●人権に関する市民意識調査（H30.12実施）

人権侵害を受けたことがあると答えた人の被害別内訳（複数回答）



課題解決のために ○…市民として □…行政として

1 あらゆる暴力とハラスメント防止の取組

- あらゆる暴力を許さず、見てみぬふりをしないようにしましょう。
- 児童虐待は許されない行為であるという認識をもち、子どもを地域全体で見守りましょう。
- 「DV」やセクシュアル・ハラスメントなどは犯罪であるという認識を持ちましょう。
- 嫌がらせに対して自身が毅然とした態度をとりましょう。
- 子育てや家庭内の悩みを1人でかかえ込まず相談するようにしましょう。
- 児童虐待やDVなどあらゆる暴力、ハラスメントの防止のため啓発活動の推進を図る。
- 関係機関と連携をもちながら児童虐待やDVの早期の対応と予防に努める。
- 各種相談窓口の連携を図り、被害者が相談しやすい相談体制を確立する。

# 第3章

## 計画の推進

# 計画の推進

男女共同参画に関する市民意識調査の検証結果を踏まえ、今後も以下のとおり推進します。

## 1 推進体制の充実

- 男女共同参画推進委員会を設置し、行政と市民が協働して施策の推進に努める。
- 男女共同参画週間（6月23～29日）に講演会を開催し男女共同参画社会推進の啓発を行う。
- 男女共同参画コミュニケーターにより地域に根ざした啓発の推進に努める。
- 人権同和男女共同参画地域推進員により地域学習機会の充実に努める。
- 市関係部局等と連携を図り、庁内推進体制を充実させる。
- あらゆる分野に男女共同参画の視点を反映する。

## 2 関係機関との協力・連携

- 国・県や近隣市町村との情報交換等、協力・連携を図る。

## 3 市民・地域・企業との連携

- 各種事業を通じて意識啓発をすすめ、男女共同参画社会実現に向け活動するグループとの連携を図る。
- 学校・家庭・地域・企業等が男女共同参画の理念を理解し、自主的に取り組めるよう連携し推進を図る。

## 4 目標値

	評価指標	H27～R1年度		R2～6年度	
		H26 現況	目標値	R1 現況	目標値
①	市の審議会等委員の女性参画率	24.0%	35%	26.8%	35%
②	地域自治組織の女性役員比率	6.8%	20%	12.4%	20%
③	地区公民館の女性役員比率	4.1%	20%	4.2%	20%
④	小中学校PTA会長の女性の割合	0%	30%	11.1%	30%
⑤	家庭の中で男女平等になっていると思う人の割合	62.2%	80%	74.0%	80%
⑥	役割分担意識「男は仕事女は家庭」と思う人の割合	28.7%	20%	19.5%	15%
⑦	賃金の男女格差が昔と変わらないと思う人の割合	20.3%	15%	20.8%	15%